## 太陽光発電設備の固定資産税(償却資産)の申告について

## ■申告の目安

	余剰買取	全量買取
	発電された電気を自家消費用に充	発電された電気の全量を電力会社
	て、残った電力を電力会社に売却	に売却
	【申告不要】	【申告必要】
個人	個人の利用を主な目的とした資	売電して収益を得ることを目的と
(住宅用)	産であるため、 <u>事業用資産に該当</u>	しているため、 <u>事業用資産に該当し</u>
	<u>しません。</u>	<u>ます。</u>
個人 (事業用) 法人	【申告必要】	【申告必要】
	本来の事業に付随する業務であ	売電して収益を得ることを目的と
	るため、事業用資産に該当します。	しているため、 <u>事業用資産に該当し</u>
		<u>ます。</u>

## ■申告対象となる償却資産

太陽光パネル(※)

架台(※)

送電設備

電力量計

パワーコンディショナー など

※<u>太陽光パネルが家屋の屋根材となっている場合は、太陽光パネル及び架台を除いて</u> 申告してください。

## ■課税標準の特例について

次の条件を満たす場合は、3年度分、課税標準額が価格の3分の2になります。 申告の際は、再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し(経済産業省発行)を 添付してください。

- 1 固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備であること。
- 2 再生可能エネルギー発電設備の認定通知書に記載されている<u>「発電出力」が 10 kw以上で太陽光発電設備</u>であること。
- 3 <u>平成24年5月29日から平成28年3月31日まで</u>に取得された資産である こと。